

グローバル

第 23 号



フェリス女学院大学大学院国際交流研究科

目 次

大学におけるジェンダーセンターの意義と課題
——フィリピン大学の調査を中心に——

鶴岡 希美 ……… 1

ノンセクシュアル当事者の直面する困難

水上 雅琴 ……… 5

1970年代フランスにおける政治と文化の変容
——1982年6月21日「音楽の日」の成立をめぐって——

渡邊 育子 ……… 9

大学におけるジェンダーセンターの意義と課題

——フィリピン大学の調査を中心に——

鶴岡 希美

指導教授 山本 千晶

はじめに

本研究は、大学におけるジェンダーセンターを「ジェンダー平等を推進し、多様な性を対象とした教育・支援・研究の基盤として機能するインクルーシブな拠点」と定義する。そのうえで、本研究における問いは、大学に設置されるセンターの特徴を明らかにするとともに、それらのセンターが大学にとって持つ意義について検討することを目的とする。

先行研究では、ジェンダーセンターが情報と資源の提供、教育・啓発、コミュニティ形成、社会変革実践、学生の成長とエンパワーメント支援といった複合的役割を担う存在であることが示されてきた¹⁾。しかし、日本の大学内ジェンダーセンターに関する研究蓄積は限定的であり、十分な実態把握には至っていない。

そこで本研究において、日本の国立大学を対象とした公式ホームページ調査によりジェンダーセンターの設置状況や活動内容を整理するとともに、フィリピン大学のジェンダーセンターを対象とした事例調査およびインタビュー調査、さらにお茶の水女子大学および一橋大学においてヒアリング調査を実施した。これらの分析から、大学におけるジェンダーセンターの多様な在り方を明らかにし、日本の大学におけるジェンダーセンターの意義と課題、ならびに今後のジェンダー教育の発展可能性について考察する。

第1章 先行研究におけるジェンダーセンターの位置付け

本章では、先行研究の検討を行った。その結果、アメリカの大学では多くが「Women's Center」という名称を用い、専用の拠点を有しながら、学生・教職員に対する教育・支援・コミュニティ形成の場として重要な機能を果たしていることが示された。ジェンダーセンターは、学術的知見の発信にとどまらず、学生の生活支援やキャンパス環境の改善にも寄与する存在として位置付けられており、安全を感じられる空間や第三空間としての役割を担っている。また、教職員や地域社会を対象とした活動や女性資料館的側面を備えている。

さらに、日本の大学におけるジェンダーセンターは、センター名称が「女性」「男女共同参画」「ダイバーシティ」「ジェンダー」など多様であり、専用拠点を持たない例も見られ、設置形態や活動内容は一様ではないことが明らかになった。国立大学と私立大学の違いも確認されることから、日本の大学においてジェンダーセンターの役割や意義が全国的に、十分に共有されていない可能性が示唆される。

そして、先行研究における課題として、大学におけるジェンダーセンターに関連する文献の少なさや資源不足が挙げられており、日本においても専任職員や研究費の不足が指摘されている館(1994)。以上を踏まえ本研究の意義は、先行研究の多くがアメリカを対象としてきた中で、アジア圏を対象とする点に新規性を持ち、さらにフィリピン大学のジェンダーセンターを事例として政府のジェンダー政策と大学教育との関係を検討する点にある。日本における研究蓄積が少ない研究に取り組むことで、本研究は日本における関連研究の発展にも寄与するものである。

1) (Kelli Zaytoun Byrne 2000; Barbara Kasper 2004b; Susan B. Marine他2017; Ann Marie Alexander & Jean McKendry 2023)

第2章 フィリピンの制度的背景と大学におけるジェンダーセンターについて

本章ではフィリピンにおけるジェンダー支援制度の形成過程および、その制度的背景を整理した。フィリピンは国際的にジェンダー格差が比較的小さい国であり²⁾、1981年に女性差別撤廃条約（CEDAW）批准以降、女性開発（WID）アプローチの限界を踏まえ、より構造的な不平等に着目するジェンダーと開発（GAD）への政策転換が行われ、ジェンダー主流化やGAD予算制度などの制度的枠組みが整備されてきた。こうした政策的蓄積のもとで成立したMagna Carta of Women（MCW）は、CEDAWの理念を反映した包括的な女性の人権法である。

MCWは、制度的義務付けや評価制度を通じてジェンダー平等施策の可視化と実効性を高めてきた一方で、GAD予算の運用や制度実施に関する課題も抱えている。本章は、こうした国家レベルの制度が大学内ジェンダーセンターの設置や活動に与える影響を検討するための制度的前提を示した点に意義があり、政府のジェンダー政策がフィリピン大学のジェンダーセンターにおいてセンター理念や教育実践として反映されていることを明らかにした。

第3章 フィリピン大学におけるジェンダーセンターについて

本章では、フィリピン大学に設置された2か所のジェンダーセンターであるUP Center for Women's and Gender Studies（CWGS）とUP Diliman Gender Office（DGO）について、名称・組織枠組み、空間的設備、活動内容の観点から分析を行った。CWGSは女性学研究を基盤とする研究・教育機関として設立され、後にジェンダーやセクシュアリティの多様性を含む組織へと発展してきた。DGOはジェンダー正義の実現を目的とし、カウンセリングや健康支援など実践的な学生支援を中心に機能している。

また、両センターは理念や役割に違いを持ちながら、ジェンダー主流化を共通の軸として、教育・研修・支援活動を展開している。本章では、筆者が参加したイベントの内容や参加者の様子を写真と共に取り上げることで、大学内で設けられている多様な学習機会の提供について明らかになった。さらに、学習機会の提供だけに限らず、DGOではHIV検査会の実施から学生の生活に密着した支援も提供している。

以上のことから、フィリピン大学におけるジェンダーセンターは、役割を分担しながら、活動を通して大学全体のジェンダー主流化とインクルーシブな支援体制を支える仕組みとして機能していることが確認された。

第4章 フィリピン大学におけるインタビュー調査

本章では、フィリピン大学に設置されたジェンダーセンターであるCenter for Women's and Gender Studies（CWGS）およびDiliman Gender Office（DGO）を対象に実施したインタビュー調査をもとに、大学におけるジェンダーセンターの役割とそれが学生利用者にどのように反映されているかについて分析を行った。

調査の結果、両センターに共通して職員が活動理念や目的を深く理解し、それを日常業務や学生支援、教育活動に結びつけている実態が明らかとなった。例えば、CWGSの正規職員はセンター理念への賛同について、「安定した職場環境とセンターの目標やプロジェクトに貢献できる機会にも感謝している。」と述べている。

また、職員自身がフェミニズム教育やジェンダー研究を通じて培ってきた問題意識や経験は、職務選択の動機となるだけでなく、学生や教職員への支援実践の基盤として機能していた。こうした個人の学習経験や価値観が制度としてのセンター活動と結びつくことで、理念が具体的な支援や教育の形として実践されている点が特徴的である。さらに、正規職員、契約職員、学生職員など多様な立場の人々が関与し、そ

2) Global Gender Gap Report 2025

それぞれの経験や背景が支援資源として活用されていた。

特に、母親としての経験、大学院での研究経験、学生としての当事者性などはジェンダー課題への理解を深め、イベント運営や学生支援において重要な役割を果たし、センターと学生との関係性は、単なる一方向的な支援提供にとどまらず、世代間学習の場として機能していることも示された。例えば、CWGSの正規職員は「教える立場である一方で、学生の経験から学ぶこともあり、世代を超えた学びの重要性について考えを深めるべきである。」と述べ、学生との交流が自身の成長に関連していることを示している。DGOの学生職員も同様に自身の成長について言及していた。

利用学生へのインタビューでは、ジェンダーセンターに対する高い満足度が示され、イベントやサービス、職員の対応など多様な側面において肯定的な評価が得られた。学生はジェンダーセンターを安全な空間として認識しており、DGO利用学生は「DGOは常に歓迎してくれ、安全な場所にアクセスしたい場合にも非常に便利である。DGOは特定の人に限らず、誰でもいつでも来ることができる場所である。」と述べている。

一方で、限られた人員体制や業務量の多さから、十分な時間を学生との関わりに割くことが難しいという課題も両センター職員から指摘された。以上より、フィリピン大学におけるジェンダーセンターは、理念に基づいた実践と多様な主体の関与によって教育的・支援的役割を果たしている一方で、センターの持続的発展には組織体制や資源配分の強化が求められることが明らかとなった。

第5章 日本の大学におけるジェンダーセンター

本章では、日本の国立大学におけるジェンダーセンターの役割と課題を明らかにするため、お茶の水女子大学ジェンダー研究所（IGS）および一橋大学ジェンダー社会科学研究センター（CGraSS）を対象に職員を通じてヒアリング調査を行い、分析を行った。両センターは研究・教育を主軸としつつ、学生への学習資源の提供やジェンダーに関する知の蓄積・発信を担っている点で共通している。また、学生との関わりは少ないながらも職員からの学生の更なる利用についても肯定的であった。

一方で、IGSは研究拠点としての歴史的蓄積を有する反面、制度的位置付けや資源配分の不安定性という課題を抱えている。CGraSSは全学的ジェンダー教育や学生参加型の実践を展開しているが、ダイバーシティ推進体制の導入に伴う役割の再編という課題に直面していることが明らかとなった。以上の結果から、日本の大学におけるジェンダーセンターは多様な機能を果たしつつも、大学制度の変化の中でその意義や専門性をいかに維持・再構築していくかが重要な課題であることが示唆された。

結論

本研究は日本およびフィリピンの大学に設置されたジェンダーセンターを対象に、その設置意義、役割、および課題を明らかにすることを目的とした。分析の結果、フィリピン大学のジェンダーセンターは、安全な空間の提供に加え、学生と職員が相互に学び合う場として機能していることが示された。一方、日本の大学では、センターの役割や活動形態に多様性が認められるが、資源や体制の制約により活動が限定される傾向が確認された。以上を踏まえ、本研究は、ジェンダーセンターを研究・支援機関にとどまるものとしてではなく、学生の意識形成や将来の選択に影響を与える学習の場として位置づけ直した点に意義がある。

しかし、調査の結果、ジェンダーセンターと教育制度との連携や、ジェンダー教育の重要性に対する認識が十分に可視化されていない実態も明らかとなった。この可視化の不足が、センターにおける資金不足や人員不足といった課題につながっていると考えられる。そのため、今後は「ジェンダー教育」という視点を学内でいかに可視化・共有し、大学という学習環境の中に導入・拡散していくかが、日比両国に共通する課題であることが示唆される。

主要参考文献

- ・ Alexander, Ann Marie& McKendry, Jean, 2023, “The Status of Women’s and Gender Centers at Public Research Universities,” *Journal for Women and Gender Centers in Higher Education*, Volume1, Issue1.
- ・ Byrne, Kelli Zaytoun, 2000, “The Roles of Campus-based Women’s Centers,” *University of Illinois Press, Feminist Teacher*, Vol. 13, No. 1.
- ・ Dela Peña, Emelyn A, 2009, “A Space of Intersections: Campus-based Women’s Centers and the Third Space between Public and Private Spheres,” *UNIVERSITY OF CALIFORNIA, SAN DIEGO SAN DIEGO STATE UNIVERSITY CALIFORNIA STATE UNIVERSITY, SAN MARCOS*.
- ・ Jenkins, Sarah Tucker, 2025, “Exploring Identity and Seeking Belonging: Diverse Students’ Experiences with a Campus Women’s Center,” *Journal for Women and Gender Centers in Higher Education*, Volume 2, Issue 1.
- ・ Kasper, Barbara, (2004b), “Campus-Based Women’s Centers: A Review of Problems and Practices,” *Affilia*, 19(2), p185-198.
- ・ Susan, B. Marine他, (2017), “Gender-Inclusive Practices in Campus Women’s and Gender Centers: Benefits, Challenges, and Future Prospects,” *NASPA Journal About Women in Higher Education*, 10(Issue1), p45-63.
- ・ University of the Philippines Diliman Gender Office, 2018, “DILIMAN GENDER REVIEW,” vol.1.
- ・ 足立真理子, 2019, 「お茶の水女子大学ジェンダー研究センターの経験 排除と過剰包摂のポリティクス」『世界』岩波書店, 特集 気候クライシス, (927), p232-237.
- ・ 清水碩, 1996, 「女性文化研究センターからジェンダー研究センターへ」『お茶の水女子大学女性文化研究センター年報』(10).
- ・ 館かおる, 1995, 「＜研究プロジェクト報告＞ 日本及び諸外国の大学等女性学研究施設」『お茶の水女子大学女性文化研究センター年報』(9).

ノンセクシュアル当事者の直面する困難

水上 雅琴

指導教授 山本 千晶

序論

近年の社会では、「多様性」という言葉が様々な場面で使われるようになり、性の多様性の認知も急速に広まった。それにより、性自認や性的指向において大衆とは異なった感覚を持つ人々を指す「性的マイノリティ」という言葉も徐々に浸透してきている。一方で、性的マイノリティと言うとLGBTのイメージが強く、性同一性障害の方や同性愛者、両性愛者しかいないv cと考えられている可能性がある。性的マイノリティの中には、他者に性的に惹かれないとされる「アセクシュアル」というものもある。性的指向の一つであり、他者に性的に惹かれないことを「アセクシュアリティ」、このような性的指向を持つ人々を「アセクシュアル」と言う。性行為の経験が無い、性衝動や性欲の無いことを指しているわけではない。尚、セクシュアリティのみに言及している言葉であるため、ロマンティック指向は多様である。恋愛感情はあるが性的欲求の無いことを「ノンセクシュアル」、恋愛感情も性的感情もどちらも無いことを「アセクシュアル」と呼ぶこともある。

本稿では、まずアセクシュアルの歴史と現代日本での認識を整理し、次にメディアや性教育の場での扱われ方を調査する。そして、インタビュー記事や筆者が行った当事者への実際のインタビューを通して、アセクシュアル当事者、特にノンアセクシュアル当事者がどのような困難に直面するのかを明らかにする。

第1章 「アセクシュアリティ」の概念化と日本における認識

アセクシュアリティはアメリカで発展した概念であり、2000年開設のオンラインフォーラム「Haven for the Human amoeba」で初めて活発に議論された。翌年にはアセクシュアリティに対する社会的な受容と議論を促進すること、そしてアセクシュアルコミュニティの成長を促進することを目的としてAVEN (Asexual Visibility and Education Network) が登場した。

現在はアセクシュアルとして性的マイノリティの一つとされる「他者に性的に惹かれないこと」は、以前までは病理に含められていた。その大きな転換となったのが、アメリカ精神医学会が出版する精神疾患の国際的診断・統計マニュアルDSMの改訂である。2008年に、AVEN代表者がトランスジェンダー平等のための全国代表者に、AVENからAPA（アメリカ精神医学会）に DSM の定義の変更を働きかけることを提案され、DSM改訂会議に出席した。それによって、「アセクシュアルを自認する人は診断されない」という例外規定が作られ、アセクシュアルは病理から脱したのである。

そして、日本でも僅かながら認知されるようになり、アセクシュアルをテーマとする書籍も次第に増えてきた。当初は主にアメリカの作家が著作したのを日本語訳した文献が出版されており、近年になって日本の研究者が著作したものが出版されるようになった。翻訳本からは、アセクシュアリティの潜在や認知度向上の必要性が明らかになった。また、アメリカではアセクシュアリティ研究が活発に行われているが、そのような情報が書籍に反映されていない。日本で著作された、三宅大二郎、今徳はる香、神林麻衣、中村健による『いちばんやさしいアロマンティックやアセクシュアルのこと』や松浦優の『アセクシュアル／アロマンティック入門—性的惹かれや恋愛感情を持たない人たち』はどちらも研究者が携わっており、学術的なデータや論文を多数参考にしているが、どちらも当事者の直面する困難に関しては具体例が挙げられただけである。アセクシュアリティにも多様性があるため、こういった層にどのような困難が直面し

やすいのか、困難の中でも当事者がより強く苦悩を感じた困難はどのようなものなのかなど、当事者の直面する困難についてより詳細な分析が必要である。

第2章 メディア報道における「アセクシュアル」の扱われ方

朝日新聞クロスサーチを用いて、現代用語検索や2023年までの新聞記事を調査した。現代用語検索では「アセクシュアル」は「無性」「性別のない」と誤った説明がされるなど、日本社会では概念理解が不十分であることが示された。また、デッカー（2019）はアセクシュアルを「他者に性的に惹かれない性的指向」と説明し、恋愛感情や性欲、性行為の有無とは必ずしも一致しないと説明する。アセクシュアルは多様なあり方を含み、性的活動を行う人も存在するが、認知度の低さから病気、トラウマ、ホルモン異常などと誤解されやすい。また、結婚制度や雇用、医療、宗教的圧力、性教育での不可視化など、見えにくい差別に直面しやすい点も指摘されている。

新聞記事42本の分析では、文献通りの定義が用いられたものは増加傾向にあるものの、依然として「恋愛感情がない」「性欲がない」といった誤った説明も多く、定義は統一されていない。一方で、近年は「他者に性的に惹かれない」という表現が主流になり、用語の正確性は徐々に高まりつつある。また、性的マイノリティ全体の記事数を比較すると、LGBT関連語は他より圧倒的に多く、アセクシュアルやパンセクシュアルなどは極めて少ない。特に2012年以降、LGBTは全国紙で長文かつ具体的な人権問題として扱われるようになり、社会的関心が急激に高まったことが確認された。以上より、アセクシュアリティは一定の可視化が進んでいるものの、定義の浸透と社会的関心は依然として限定的である。

第3章 学校教育における「アセクシュアル」の扱われ方

日本の学校教育について、令和4年改訂の生徒指導提要および学習指導要領を確認した結果、性教育は主に思春期の身体変化、生殖、妊娠、性感染症といった生物学的側面に重点が置かれており、性の多様性や性的マイノリティに関する内容はほとんど含まれていないことが明らかとなった。教師向け資料には性的マイノリティへの配慮が一部記載されているものの、具体的に説明されているのは主にLGBTであり、アセクシュアルを含むその他の性的マイノリティはほぼ言及されていない。さらに、「性的指向」を恋愛対象と定義する記述など、ロマンティックとセクシュアリティを混同した説明も見られ、当事者への配慮は不十分であると指摘された。

次に国際的な性教育として、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスを分析した。ガイダンスでは包括的セクシュアリティ教育を掲げ、人権、価値観、ジェンダー、関係性など多面的な学習目標が設定されているが、「性的マイノリティ」という項目は明示されていない。差別や偏見への理解を促す内容は含まれているものの、LGBTIに限定されており、アセクシュアルは想定されていないことが明らかとなった。

以上より、日本および国際的に見ても性的マイノリティは性教育の中で重要視されているとは言えず、特にアセクシュアルはほとんど可視化されていない。この状況は無理解や差別を温存しやすく、当事者の困難が潜在化する要因となっている。

第4章 当事者が直面する困難

Gupta（2017）は、性を人生の中心とする規範や、恋愛関係には性行為が不可欠とされる考え方などが当事者に負担を与え、当事者の直面する困難について、カミングアウトした際に他者からそれを病理であると言われる「病理化」、周囲から孤立し疎外感を感じる等の「社会的孤立・不可視性」、社会的圧力やパートナーからの期待により形式的には合意があったものの及んだ性行為と恋愛側面における人間

関係でのすれ違い等の「望まない性行為と人間関係の葛藤」、自らのアセクシュアリティに関する認識や判断が否定される「認識的権威の否定」という分析枠組みを提示している。

日本でWebサイト『LGBTer』が行ったインタビューや独自インタビューでは、「病理化」は少数にとどまったが、「感情がないのか」といった人間性の欠如を示唆する発言が見られた。「社会的孤立」は最も多く、恋愛トークに共感できない、家族や友人に理解されない、将来一人になる不安などが語られた。「不可視性」も多く、恋愛が当然視される文化の中で、自身の感覚を言語化できず戸惑う経験が報告された。

「望まない性行為」は一部に見られ、社会的期待やパートナーへの配慮から流れで応じたが、恐怖や違和感を抱いた当事者もいた。「人間関係の葛藤」では、恋愛関係が性行為を伴わないことを理由に別れに至った例が多く、特にロマンティックなアセクシュアルが影響を受けやすかった。「認識的権威の否定」では、「かわいそう」「まだ出会っていないだけ」といった反応により、自身の認識が否定される経験が語られた。

さらにGuptaが示した分析枠組み以外の困難として、恋愛への憧れやジェンダー規範、男性性に基づく性行為へのプレッシャーも挙げられた。当事者の感情としては、自責の念が最も多く、不安や自己嫌悪、悲しみ、恐怖などが確認された。総じて、日本においても強制的性規範が当事者に心理的・社会的負担を与えており、アセクシュアルとノンセクシュアルでは困難の質に差異が見られることが示された。

第5章 ノンセクシュアル当事者のインタビュー分析

ロマンティック・アセクシュアルであるノンセクシュアル当事者Oさん（26歳・男性）へのインタビューを通して、当事者が直面する困難を分析した。Oさんは恋愛感情は抱くが性的関係を望まず、大学時代の恋人との経験をきっかけに自身のセクシュアリティを自認した。当初は情報が得られず孤立し、友人に相談すると「未熟」「目覚めていないだけ」などの反応を受け、自身を欠如した存在のように感じたという。恋人関係では、性行為を求められることに強い恐怖と嫌悪感を抱き、応じられず苦悩した。これらの背景には、「恋人関係では性行為をするべき」「男性は相手を満足させるべき」といった性規範があり、当事者を望まない性行為へと追い込み、深刻な精神的負担を与えていた。さらに、アセクシュアリティの社会的不可視性により、家族や職場にはカミングアウトできず、理解されにくい状況が続いている。本章は、当事者の困難の根底に性規範が存在することを示し、それを軽減するためには、アセクシュアリティの多様性に配慮した社会的認知の向上が不可欠であると結論づけている。特に「望まない性行為」の経験は人格や尊厳を否定するものであり、ロマンティック指向を持つノンセクシュアル当事者に焦点を当てた研究の重要性を指摘した。

結論

当事者の多くが明示的な差別よりも、社会的孤立や自責の念といった心理的困難を抱えており、ノンセクシュアル当事者は特に、恋愛関係によって望まない性行為や強い罪悪感に直面しやすいことが示された。そしてこれらの背景には、誰もが性行為を欲望するはずだという思い込みがあり、アセクシュアルでないことを望ましいあり方とみなす規範がある¹⁾。恋愛や性は誰もが求めるものというような強制的性規範が存在し、当事者の困難を不可視化している構造がある。本研究は、日本語圏で十分に扱われてこなかったノンセクシュアル当事者に焦点を当て、その経験を可視化しようと試みた。

今後の課題として、まず性の多様性を扱う教育の中に、アセクシュアルやノンセクシュアルを明確に位置づけ、「人を好きになる」「恋愛感情を持つ」ことを前提としない性のあり方も含めた包摂的な性教育を進める必要がある。そのためには学習指導要領の見直しなど制度的整備が求められる。また、メディアや

1) 松浦優（2025年）『アセクシュアル／アロマンティック入門―性的惹かれや恋愛感情を持たない人たち』集英社、p.125

日常文化において恋愛や性愛を当然視する価値観がどのように再生産されているのかを、ドラマや広告、SNSなど多様な媒体を対象に分析する必要がある。そして、今後はより多様な当事者を対象とした調査を行い、年齢やジェンダー、恋愛指向による困難の違いを比較し、主観的苦悩の強さも含めて検討すべきである。特に本論文のテーマとしているノンセクシュアル当事者は、恋人がいるがゆえに周囲からの揶揄やパートナーからの圧力を受けやすく、それが望まない性行為へと発展することで、性行為への恐怖感や「相手の期待に応えられない」という強い自責の念につながっている。当事者が直面する困難の中で「望まない性行為の経験」は特に強いネガティブ経験であり重要視すべき事案である。この経験は恋人を持つ当事者が直面しやすいため、アセクシュアルの中でもロマンティック指向を持つノンセクシュアル当事者に焦点を当てての量的研究が重要となってくるだろう。

参考文献

- ・長島史織「性の医療化と性規範に抵抗して—性的無関心をめぐるアセクシュアル当事者団体の議論に関する考察—」『国際ジェンダー学会誌』第20巻、2022年。
- ・松浦優『アセクシュアル／アロマンティック入門—性的惹かれや恋愛感情を持たない人たち』集英社、2025年。
- ・三宅大二郎・今徳はる香・神林麻衣・中村健『いちばんやさしいアロマンティックやアセクシュアルのこと』明石書店、2024年。
- ・アンジェラ・チェン（羽生有希訳）『ACE—アセクシュアルから見たセックスと社会のこと』左右社、2023年。
- ・ジュリー・ソンドラ・デッカー（上田勢子訳）『見えない性的指向—アセクシュアルのすべて：誰にも性的魅力を感じない私たちについて』明石書店、2019年。
- ・レベッカ・バージェス（上田勢子訳）『私はアセクシュアル—自分らしさを見つけるまでの物語』明石書店、2025年。
- ・ユネスコ（編）マリア＝アントニエッタ・アルカルデ／ポール・モンゴメリー（編集）（浅井春夫・長香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔訳）『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】—科学的根拠に基づいたアプローチ』明石書店、2020年。
- ・Cerankowski, Karli June and Megan Milks, “Introduction,” Cerankowski, Karli June and Megan Milks, ed., *Asexualities: Feminist and Queer Perspectives*, revised and expanded ten-year anniversary edition. Taylor & Francis, 2024.
- ・Gupta, Kristina. “And Now I’m Just Different, but There’s Nothing Actually Wrong with Me: Asexual Marginalization and Resistance.” *Journal of Homosexuality*, Vol. 64, 2017.

1970年代フランスにおける政治と文化の変容

—1982年6月21日「音楽の日」の成立をめぐって—

渡邊 育子

指導教授 上原 良子

はじめに

フランスは、「文化」を国家の中核的な政策の対象として位置づけてきた点において、しばしば「文化国家」として言及されてきた国¹⁾である。その文化政策は、1981年の政権交代を契機として転換点を迎えた。この左派政権への移行以降、文化省が政策として扱う「文化」の範囲は広がり、従来の高級文化的な理解を超えて、より多様な文化実践が公的に承認されるようになった。その政策の一つが「音楽の日 (Fête de la musique)」である。「音楽の日」は今日までに続く、年に一度行われる国家主導の音楽イベントであり、初年度は誰もが自分の表現したい音楽を演奏することが推奨された。国家においてエリート文化中心から大衆文化を含むものをフランス的文化価値とした政策である。「音楽の日」は短い期間なおかつ3人で構想されたという特徴がある。創設メンバー3人：1982年時点で文化省の大臣のジャック・ラング、文化省の音楽・舞踏部局長のモーリス・フルーレ、文化省大臣補佐のクリスティアン・デュパヴィヨンである。本論は3人の企画したイベントの理念や思想と政治との関係を主に分析していく。そしてローカルな文化実践が政党文化を媒介し、国家レベルの文化政策へと変容していく過程に注目し、歴史的に検討する。

第1章 ローカルレベルのイベント実践 —68年を中心に—

第1章では、ラングらがローカルレベルのイベント企画をしていたことと、その年が68年という時代性を含んでいたことを捉え、それがどのようなものだったのか検討する。

ラングが63年からローカルレベルで創設していたイベントが「ナンシー国際演劇祭」であり、共同でデュパヴィヨンも設営に携わっていた。この演劇祭は世界中の学生のアマチュア演劇を主に集めてコンペティション形式で行いつつ、討論会やレセプション、コンサートといったプログラムが組まれた。この演劇祭の特徴：商業的である学生団体を拒否、既存の概念を壊そうとする目的（ステージと客席という概念からの解放、従来の室内のホールで見る演劇という概念からの解放）、参加劇団の地理的多様性が挙げられる。また、68年にデュパヴィヨンがアメリカの「ブレッド&パペット・シアター」を呼んだ。上演した作品は、ベトナム戦争に抗議して焼身自殺したアメリカ人に捧げられたものである。

フルーレはロワール地方のサンテ＝ティエンヌ出身であり、地元での音楽イベントを担当する。その時期は68年5月と重なる。実際フルーレはこの時期、2つの役割を担った。第1はサンテ＝ティエンヌの企画者、第2はパリの作曲家たちのまとめ役である。68年5月にサンテ＝ティエンヌで「現代音楽週間」を開催した一方、同時期のパリは混乱状況を迎えていた。1968年5月22日、音楽家たちが100人ほど集まり、会合が開かれ、その進行役をフルーレが務めた。学生によって引き起こされ、全労働者が合流した広範な抗議運動に対し、連帯を表明するか否か話し合う場であった。

第2章 右派政権下のイベント実践 —74年の決別—

第2章では、右派政権において、国家レベルの文化企画を彼らが引きうけたSMIPやシャイヨー劇場の

1) マルク・フュマロリ（天野恒夫訳）『文化国家—近代の宗教』（1993）みすず書房。

活動内容について取り上げる。シャイヨー劇場の館長に就任したラングはデュパヴィヨンの助言の元、空間の再編成が必要であり、1937年に設立された劇場の老朽化も含め改修工事の必要性を主張した²⁾。1973年には劇場の改修工事が開始されるが、ラングは工事期間中であっても芸術活動を止めないことを決意し、代替空間を探しながら活動を継続する。刑務所の廃止された空間などを劇場として活用しようとした試み³⁾が見られた。1973年には、「子ども国立劇場」が創設され、大人向けの講演や企画も含め、子どもと新しい観客層に来てもらおうとする試みで、ラングは演劇への入り口に存在する社会的障壁を取り払うために入場料を無料にする方向に持っていった。

フルーレは文化省とパリ市から補助を受けているSMIPという団体の音楽監督を68年に引き受ける。「パリ秋の芸術祭」が1972年に創設されると、フルーレはその音楽部門、とりわけ現代音楽プログラムにおいてSMIPの監督として担当する。そこでフルーレが発案したのがギャルリ・ソノールで、アフリカやアジアを中心とする約1500点の打楽器・民族楽器を集め、展示だけではなく、楽器を実際に演奏できる会場である。

1974年6月8日、ミシェル・ギイが文化担当国務長官に任命される。国家が文化に介入することに懸念していたジスカールの下での活動であり、ギイは文化財保護として美術館や博物館を優遇する方向に重点を置いていた。その中で、ラングのシャイヨー劇場での活動、フルーレの「パリ秋の芸術祭」の活動はギイとは合わず、74年にラングは「シャイヨー劇場」の館長を解雇され、フルーレはSMIPの監督を辞任する。これらの出来事によって、ラングはPS（社会党）への接近が加速し、フルーレも当初の国家の文化イベントから距離を取るようになる。

第3章 PSにおける文化政策の位置づけ —81年5月10日—

第3章では、74年から81年のミッテラン政権下の文化省設立までの時期を対象とし、PSにおける文化部門の位置づけと政党文化として集会を検討する。

74年のPSU（統一社会党）の合流はロカールを中心に行われた。ロカールは社会主義総会の演説にて鑑賞中心でなく参加、アマチュア重視の発想についてスピーチを行った。PSの文化部門SNACは党における包括的な文化の主張を打ち出したが、派閥対立で79年に解消。後継としてラング率いるDNCと地方議員のFNESRが分権化・創造を軸に理念を継承し、党内で文化が軽視される現状、地方の文化格差や情報不足を課題化した。また、集会やリール祭ではクラシックから大衆音楽までを混在させ、観客を文化実践へ誘う参加型イベントが展開され、次期首相であるモーロワの地盤、リールで行われたリール祭の散策コンサートは「音楽の日」のアイデアの一つと言われている。大統領選では110の公約と『社会主義プロジェクト』が文化を生活次元へ拡大し、ラングは市場に委ねられた芸術や右派的文化観を批判した。81年の政権交代後、文化省再編により文化は前景化し、PSU、CFDT出身の人材が行政中枢を担った。

第4章 「音楽の日」の誕生 —文化省の国家権力、拡散、6月21日—

第4章では、文化省が設立し「音楽の日」がどのような理念で行われ、企画され、拡散され、1982年6月21日がどのような1日であったか検討する。「音楽の日」の起源の影響として2つ挙げられる。第一に1976年に企画されたラジオ番組「音楽の大祝祭」であり、第二に1981年に行われた、「音楽と若者の祭典」である。1981年の大統領選でミッテランが当選した1ヶ月後にこの勝利を祝うためにコンサートがレピュブリーク広場で行われた。

6月1日に記者会見が行われ、21日「音楽の日」の開催までの20日間という短い期間で準備を行う。

2) Laurent Martin, Jack Lang : une vie entre culture et politique. Paris: Éditions Complexe, 2008,p80.

3) Ibid. p84.

モニク・ラングは新聞社、ラジオ局、テレビ局の経営者を招いて昼食会を開き、この新たな祝祭に対する支持を取り付けるべく説得を重ねた。10万枚のポスターが刷られ、1万部の資料が市長およびDRACに送付された。県知事は内務省からテレックスを受け取り、国民教育省はすべての教育行政区画へ通知を発した。パリ大司教区は、全国のすべての教区に祝祭への参加を呼びかけ、フランス国内の5,000の吹奏楽団およびハーモニー楽団には告知が伝えられた。このような拡散だけでなく、運営のためのPS内の協力もあった。ミッテランとラングの個人的関係による大統領府の協力、内務大臣ガストン・ドフェールの介入、さらにはミッテランの友人ローラン・デュマによる働きかけが、警察の協力を取り付け、治安上の懸念を乗り越える基盤となった。しかし、パリ警察は文化省であろうとも、この国家介入的な指示には否定的であったとディジャンは記録している。

「音楽の日」の当日は報道から見る限り、盛り上がった場所もあればそうでなかった場所もある。しかしながら、地方にも目を向けていたPSの理念が反映されるように、パリだけのものではなく、地方でも演奏をする姿が見られた。そしてこの日はワールドカップのフランス対クエートの日であり、『ル・フィガロ』は、当日について「本当の話題はご想像のとおりサッカーだった」⁴⁾と振り返っている。

結論

本論文は、「音楽の日」が1981年という時期に誕生した理由を、①社会党（PS）の党内状況という短期的背景と、②1970年代からの文化・政治の連続性という長期的背景の二つの枠組みから明らかにした。

第一にPS内部では、文化政策は主要争点とはみなされておらず、文化部門の党内での地位は低かった。このため、ラングの構想は強い党内抵抗を受けることなく、大統領・首相級の理解のもと短期間で実現可能であった。加えて、文化予算拡大を目指すラングにとって、「音楽の日」は文化省の成果を可視化し、政治的正当性を獲得する象徴的施策として機能した。また、「fête」はPSや左派文化において既に共有された慣習であり、政党文化との親和性も高かった。

第二に、「音楽の日」は70年代の文化実践の延長線上に位置づけられる。1968年以降の空間の解放、参加型文化、自主管理主義的思想は、国家主導の形に再編されつつ継承された。ナンシー国際演劇祭やリール祭に見られるように、ジャンル横断性、国際性、アマチュア参加の重視は、「音楽の日」の構想的基盤となった。同時に、右派政権下で国家文化政策から距離を取らざるを得なかった経験は、政権獲得後の文化政策形成を促進する教訓ともなった。

1970年代の政治と文化の関係は、ローカル、政党、国家という三つの枠組みから捉えられる。ローカルレベルでは、文化予算削減が進む中でも自治体が主体となり、ナンシーやリールのように文化を都市政策や地域再生の手段として用いる動きが見られた。政党の次元では、左派において「fête」が政治動員と文化実践を結びつける共有された文化形態として機能した。国家レベルでは、マルロー期に確立された高級文化保護を基軸としつつも、それにとどまらない転換期にあった。ポンピドゥー・センターの創設や現代建築・現代芸術の保護に見られるように、国家が対象とする文化は徐々に拡大されていたが、右派政権下では文化予算の削減が進み、文化政策の積極的展開には限界があった。この状況のもとでラングらは、既存の枠組みの中で文化を扱う国家の姿勢を批判的に捉え、政権交代後には文化予算の拡充とともに、創造権や参加型文化を前面に押し出す政策を構想した。「音楽の日」は、こうした国家主導によるフランス文化の再定義と、文化を国民的实践へと広まった。

本論は空間演出の建築的分析や史料調査ではまだまだ不十分な点があり、また40年間にわたる「音楽の日」の変容と国際的展開の検討について触れることができなかった。これらについては今後の課題にしていきたい。

4) J. Dn., La fête molle..., Le Figaro, 22 juin 1982.

主な参考文献

〈一次史料〉

公文書・政党史料・メディア

Archives municipales de Lille (<https://archives.lille.fr/>)
Institut François Mitterrand (<https://www.mitterrand.org/>)
Les archives socialistes, Fondation Jean-Jaurès.(<https://archives-socialistes.fr/>)
INA (Institut national de l'audiovisuel) (<https://www.ina.fr/>)
Radio France (<https://www.radiofrance.fr/>)
Le Figaro
Libération
Le Monde (<https://www.lemonde.fr/archives-du-monde/>)
Le Nouvel Observateur・*L'Observateur*
Ouest-France
フランス社会党編 (大津真作訳)『社会主義プロジェクト』合同出版、1982年.

自伝・出版物

Dupavillon, Christian. *La Tente et le Chapiteau*. Paris: Éditions Norma, 2004.
Lang, Jack. *François Mitterrand. Fragments de vie partagée*. Paris: Seuil, 2011
——— *Une révolution culturelle : dits et écrits*. (Ed.)Frédéric Martel. Paris: Bouquins / Robert Laffont, 2021.

〈二次文献〉

- ・ Audemard, Julien, Aurélien Djakouane, et Emmanuel Négrier. *Création et devenir des festivals en France*. Paris: Presses de Sciences Po and Ministère de la Culture — DEPS, 2025.
- ・ Beaulieu, Bernard, and Michèle Dardy. *Histoire administrative du ministère de la culture, 1959–2002*. Paris: La Documentation française, 2002.
- ・ Benhamou, Françoise. *Les dérèglements de l'exception culturelle : plaidoyer pour une perspective européenne*. Paris: Éditions du Seuil, 2006.
- ・ Bonet, Lluís, and Emmanuel Négrier, eds. *La fin des cultures nationales ? Les politiques culturelles à l'épreuve de la diversité*. Paris: La Découverte/Pacte, 2008.
- ・ Bourdieu, Pierre, and Alain Darbel. *L'amour de l'art : les musées d'art européens et leur public*. Paris: Les Éditions de Minuit, 1969.
- ・ Bourdieu, Pierre, *La distinction : critique sociale du jugement*, Paris, Les edition de Minuit.1984(ピエール・ブルデュー『ディスタクシオン』I II石井洋二郎訳. 東京 :藤原書店, 2001.)
- ・ Charbonneau, Nicolas, et Laurent Guimier. *Docteur Jack et Mister Lang*. Paris: Cherche Midi Editeur, 2004.
- ・ De Waresquiel, Emmanuel. *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959*. Paris: Larousse, 2000.
- ・ Donnat, Olivier. *Les dépenses culturelles des ménages*. Paris: La Documentation française, 1998.
- ・ ———. Les univers culturels des Français, *Sociologie et sociétés* vol. 36, no. 1, 2004, 87–103.
- ・ Dubois, Vincent. *La politique culturelle : Genèse d'une catégorie d'intervention publique*. Paris: Belin, 1999.
- ・ Fumaroli, Marc. *L'État culturel : essai sur une religion moderne*, Paris : Fallois,1991 (マルク・フュマロリ『文化国家—近代の宗教』天野恒雄訳. 東京 : みすず書房, 1993.)
- ・ Garat, Isabelle. *La fête et le festival, éléments de promotion des espaces et représentation d'une société idéale*.

- Annales de géographie 643 (2005): 265–284.
- ・ Greffe, Xavier. *La politique culturelle de la France: Création artistique et démocratisation des pratiques*, 2007. (クサヴィエ・グレフ『フランスの文化政策 : 芸術作品の創造と文化的実践』垣内恵美子訳. 東京 : 水曜社, 2007.)
 - ・ Hatzfeld, Hélène. “Une révolution culturelle du parti socialiste dans les années 1970?” *Vingtième Siècle. Revue d’histoire* 96 (2007): 77–90.
 - ・ Karakostaki, Charitini. *Fête de la musique, la plus ancienne des fêtes nouvelles*, Fondation Jean-Jaurès, 2019.
 - ・ Léonard, Yves, ed. *Culture et société*, 1993. (イヴ・レオナルド『文化と社会: 現代フランスの文化政策と文化経済』八木雅子訳. 東京 : 芸文協出版部, 2001.)
 - ・ Lismonde, Pascale. *Les arts à l’école : le plan de Jack Lang et Catherine Tasca*. Paris: Gallimard, 2002.
 - ・ Lombard, Alain. *Le ministère de la Culture*. Paris: Presses Universitaires de France, 2020.
 - ・ Marek, Yves, et Claude Mollard. *Malraux, Lang … et après? Débat sur la culture*. Paris: Descartes & Cie, 2012.
 - ・ Martigny, Vincent, Martin, Laurent et Emmanuel Wallon. *Les années Lang : une histoire des politiques culturelles, 1981–1993*. Paris: La Documentation française, 2021.
 - ・ Martin, Laurent. *Jack Lang : une vie entre culture et politique*. Paris: Éditions Complexe, 2008.
 - ・ Mesnard, André-Hubert. *Droit et politique de la culture*. Paris: Presses Universitaires de France, 1990.
 - ・ Mollard, Claude. *La culture est un combat : Les années Lang-Mitterrand, 1981-2002 : cinquante histoires édifiantes*. Paris: Presses Universitaires de France, 2015.
 - ・ Moulinier, Pierre. *Les politiques publiques de la culture en France*. Paris: Presses Universitaires de France, 2010.
 - ・ Orillard, Audrey. “Les yéyés, une seconde jeunesse : les sixties françaises revues par la télévision des années 1980.” *Le Temps des médias* 27, no. 2, 2016 : 59–74.
 - ・ Papaioannou, Katerina. “Cultural Diplomacy and Nation Branding in Modern Competitive International Environment.” *European Journal of Humanities and Social Sciences*, 2022.
 - ・ Poirrier, Philippe. *Quelle politique pour la culture? Florilège des débats (1955–2014)*. Paris: La Documentation française, 2014.
 - ・ ———. *Les politiques de la culture en France*. Paris: La Documentation française, 2016.
 - ・ Taliano-des Garets, Françoise. “Les années Mitterrand, culture et communication.” *Un siècle d’histoire culturelle en France de 1914 à nos jours*, 225–262. Paris: Armand Colin, 2019.
 - ・ Urfalino, Philippe. De l’anti-impérialisme américain à la dissolution de la politique culturelle, *Revue française de science politique* 43, no. 5, 1993.
 - ・ Veitl, Anne, and Noémi Duchemin, eds. *Maurice Fleuret : une politique démocratique de la musique, 1981–1986*. Paris: La Documentation française, 2000.
 - ・ Vigna, Xavier. *Histoire de la société française : 1968–1995*. Paris: La Découverte, 2021.
 - ・ Wieviorka, Michel. *La différence : Identités culturelles : enjeux, débats et politiques*, 2001. (ミシェル・ヴィヴィオルカ『差異アイデンティティと文化の政治学』宮島透・森千香子訳. 東京 : 法政大学出版局, 2009.)
 - ・ 天野敏昭「フランスにおける社会的排除と文化政策 : 社会的包摂における芸術・文化の意義」『大原社会問題研究所雑誌』第638号, 2011, 45–66.
 - ・ 網谷龍介編『戦後民主主義の革新: 1970～80年代ヨーロッパにおける政治変容の政治史的検討』東京 : ナカニシヤ出版, 2024.
 - ・ 小林真理編『文化政策の現在』全3巻. 東京 : 東京大学出版会, 2018.

- ・ 友岡邦之「時代に適応する『国民文化』—1980年代フランスにおける文化政策の大規模化をめぐって」『ソシオロゴス』, 1997年. ———「再考の時期にきたフランスの文化政策」『地域創造』第9号, 2000年.
- ・ 中村督『言論と経営—戦後フランス社会における「知識人の雑誌」』名古屋：名古屋大学出版会, 2021.
- ・ 長嶋由紀子『フランス都市文化施策の展開—市民と地域の文化による発展—』東京：美学出版, 2018.
- ・ 久井英輔「1970年代フランスにおける文化政策理念の動向概観とその政治的・社会的位置」『生涯学習社会教育学研究』第24号, 1999.

グローバル — 第 23 号 —

2026年 3 月 発行

発行者 荒井 真

発行所 横浜市泉区緑園 4－5－3
フェリス女学院大学大学院
国際交流研究科
電話 045－812－8283